

事業所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について Q&A

令和4年2月1日時点

(問1) 事業所で濃厚接触者と判断した場合、保健所への報告等は必要ですか？

(回答) 保健所への報告は不要です。

(問2) 自宅待機中の濃厚接触者が発症した場合の対応は？

(回答) かかりつけ医もしくは診療検査医療機関に連絡し、速やかな受診を促し

てください。受診先が分からない場合は受診相談センター（電話097-506-2755）にご相談ください。

(問3) クラスタ（一カ所で5名以上が感染）の発生が予見される場合、保健

所への連絡はどのように行うのでしょうか？

(回答) まずは、事業所内の濃厚接触者の調査を行ってください。有症状者がい

る場合は速やかに医療機関の受診を促してください。その後、管轄の保健所へ陽性者や濃厚接触者の状況を電話で連絡してください。

(問4) 濃厚接触者と同居する家族は、何らかの行動制限を受けるのですか？

(回答) 行動制限はありませんが、家庭内での感染対策(生活空間をわけるなど)

や、日々の健康観察を注意して行ってください。症状が出た場合は速やかに医療機関を受診してください。

(問5) 濃厚接触者の待機期間が終了し、入社する場合、PCR 検査等による陰性確認が必要ですか？

(回答) 待機期間終了後であれば、職場等に証明を提出する必要はありません。

また、PCR 検査等を受ける必要もありません。